

令和5年度福岡市職員募集案内
(障がいのある人を対象とする採用選考)
(点字受験用)

令和5年8月24日
福岡市人事委員会

この募集案内は点字受験用です。一般の募集案内とは内容が一部異なりますので、注意してください。状況により、試験の実施方法等について変更になる場合があります。最新情報は福岡市職員募集ホームページに掲載しますので、随時ご確認ください。

1 受付期間

- (1) 電子申請：8月24日(木)午前9時～9月6日(水)午後5時(受信有効)
- (2) 郵送：8月24日(木)～9月8日(金)(消印有効)

2 募集区分及び採用予定人員

- (1) 行政事務 4人
- (2) 学校事務 1人

※採用予定人員は、変更になることがあります。

3 採用予定日

原則、令和6年4月1日

4 受験資格

次の(1)から(4)までの要件を満たす人

- (1) 昭和53年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人
- (2) 次に掲げるいずれかの手帳等を所持している人
 - ① 身体障害者福祉法第15条に定める**身体障害者手帳**
 - ② 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の**診断書・意見書**(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
 - ③ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する**療育手帳**
 - ④ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの**判定書**
 - ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める**精神障害者保健福祉手帳**

※ 上記の手帳等は第1次選考日(令和5年10月15日)及び採用時において有効であることが必要です。

※ 第2次選考日に手帳等を確認します。また、第2次選考以降も、採用までの間に手帳等の提示を求めることがあり、上記要件に該当しないことが判明した場合(手帳が更新されなかった場合を含みます。)は、判明時以降の選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。

※ 採用後においても、雇用状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。

※ 療育手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。ご不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

- (3) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

- (4) 次のいずれかに該当する人

- ①日本国籍を有する人

②出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

5 第1次選考

(1) 日時

10月15日(日) 午前9時20分着席/午後4時30分終了(予定)

(2) 会場

福岡市内

(3) 選考科目

①教養試験(高校卒業程度)

公務員として必要な一般教養についての5肢択一式による筆記試験を行います。(225分・40問)

②作文

作文試験を行います。(90分)

※作文は、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は採点されません。

(4) 携行品

会場内に持ち込める機器等は、点字器、点字タイプライター、点消器、視覚障がい者用そろばん、音声パソコン、時計(計時機能だけのものに限る)等です。

(5) 第1次合格者発表

11月2日(木)午前10時に人事委員会事務局前及びホームページに掲示します。電話による問合せも可能です。(募集区分・受験番号・氏名が必要です)

6 第2次選考

(1) 日時(予定)

11月下旬~12月中旬

(2) 選考科目

口頭試問(個別面接)

※このほか、口頭試問の参考とするために適性検査を行います。

(3) 最終合格者発表

12月中旬

7 採用

最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用されます。

8 受験手続

点字による受験を希望される方は、受付期間終了までに人事委員会事務局任用課まで必ずご連絡ください。手続の詳細についてはその際に確認してください。

9 問合せ先

福岡市人事委員会事務局任用課 TEL 092-711-4687 FAX 092-733-5866
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1(市役所議会棟5階)